

甲州市事後審査型条件付き一般競争入札実施要綱(平成21年制定)新旧対照表

現行	改正後
<p style="text-align: center;">甲州市事後審査型条件付き一般競争入札実施要綱</p> <p>(趣旨) 第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事について、本市の入札参加資格が認定された者に対し、参加要件に条件を付する一般競争入札を実施するに当たり、入札参加者の申請手続等の負担軽減及び事務の効率化を図るとともに、入札への参加機会の確保及び入札に係る一層の透明性、公平性の向上、公正な競争の促進を図ることを目的として、事後審査型条件付き一般競争入札（以下「事後審査型入札」という。）を実施するため、 <u>その実施について甲州市財務規則（平成17年甲州市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</u> (対象工事) 第2条 事後審査型入札の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、当分の間、市が発注する建設工事のうち予定価格が 5千万円以上のものとする。ただし、対象工事の性質、目的その他特別の理由により事後審査型入札に適さないと認められる場合は、この限りでない。 [新設] [新設] [新設] [新設] (入札参加資格要件) 第3条 [略] (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (2) [略]</p>	<p style="text-align: center;">甲州市事後審査型条件付き一般競争入札実施要綱</p> <p>(趣旨) 第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事の請負契約に係る条件付き競争入札において、事後審査型条件付き一般競争入札（地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定により市長が一般競争入札に参加する者の必要な資格を定め、入札後において競争参加資格の確認を行い、落札決定する条件付き一般競争入札をいう。以下「事後審査型入札」という。）を実施するため、<u>その実施について甲州市財務規則（平成17年甲州市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</u> (対象工事) 第2条 事後審査型入札の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、市が発注する建設工事のうち予定価格が概ね1千万円以上のものであって、一般競争入札に付することが望ましいと市長が認めたものとする。 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる案件については事後審査型入札の対象としないことができるものとする。 (1) 甲州市一般競争入札参加資格委員会が入札前の競争参加資格審査が特に必要であると認めた案件。 (2) 政令第167条の2第1項に定める随意契約によることができる案件。 (3) 対象工事の性質、専門性、地域的特性、目的その他特別の理由により一般競争入札に適さない案件。 (入札参加資格要件) 第3条 [略] (1) 政令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (2) [略]</p>

現行	改正後
<p>(3) 本市の建設工事入札参加資格者名簿に登載されている者であること。</p> <p>(4)～(12) 〔略〕</p> <p>2 〔略〕 (市長が定める資格)</p> <p>第4条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕 (入札の公告)</p> <p>第5条 〔略〕</p> <p>(1)～(2) 〔略〕</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、事後審査型入札に関し必要な事項</p> <p>2 前項の公告は、甲州市公告式条例（平成17年甲州市条例第3号）に定めるところにより告示する方法で行うものとし、その内容については、管財課において閲覧することができるほか、甲州市のホームページにおいても閲覧することができるものとする。</p> <p>(入札参加等)</p> <p>第6条 〔略〕</p> <p>(2)～(3) 〔略〕 (設計図書等)</p> <p>第7条 〔略〕</p> <p>2 設計図書等に関する質問は、公告に示した期間及び場所において受付け、その回答を公告に示した日時までに入札参加者にFAXにより行うとともに、管財課においてその質問及び回答の閲覧をすることができるものとする。</p> <p>(入札保証金等及び契約保証金)</p> <p>第8条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕 (入札等)</p> <p>第9条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 入札参加者は、公告に示した入札の日時及び場所に次に掲げる書類を直</p>	<p>(3) 現に有効である本市の建設工事入札参加有資格者名簿に登載されている者であること。</p> <p>(4)～(12) 〔略〕</p> <p>2 〔略〕 (市長が定める資格)</p> <p>第4条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕 (入札の公告)</p> <p>第5条 〔略〕</p> <p>(1)～(2) 〔略〕</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、事後審査型入札に関し必要な事項</p> <p>2 前項の公告は、甲州市公告式条例（平成17年甲州市条例第3号）に定めるところにより告示する方法で行うものとし、その内容については、財政課において閲覧することができるほか、甲州市のホームページにおいても閲覧することができるものとする。</p> <p>(入札参加等)</p> <p>第6条 〔略〕</p> <p>(2)～(3) 〔略〕 (設計図書等)</p> <p>第7条 〔略〕</p> <p>2 設計図書等に関する質問は、公告に示した期間及び場所において受付け、その回答を公告に示した日時までに入札参加者にFAX等により行うとともに、財政課においてその質問及び回答の閲覧をすることができるものとする。</p> <p>(入札保証金等及び契約保証金)</p> <p>第8条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕 (入札等)</p> <p>第9条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 入札参加者は、公告に示した入札の日時及び場所に次に掲げる書類を直</p>

現行	改正後
<p>接待参 _____ し、提出するものとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>4 [略] (公正な入札の確保)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2～4 [略] (無効の入札)</p> <p>第14条 [略] (1)～(13) [略] (開札)</p> <p>第15条 入札参加者又は入札参加者の代理人が事後審査型入札の開札に立ち会わないとき _____ は、政令第167条の8第1項の規定により 当該入札(開札)事務 に関係のない職員を立ち合わせるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 入札(開札)事務担当者 は、開札した後、予定価格の範囲内(最低制限は、最低制限価格の適用又は低入札価格調査を設定した場合、設定した制度の要領に定めた基準による。)で最も低い価格で入札した者から順に3番目の者までを落札候補者とし、価格の低い順にその入札価格及び落札候補者の名前を読み上げ、落札を保留し、最低価格の落札候補者から順に入札参加資格要件等の審査を行い、後日落札決定する旨を宣言して開札を終了するものとする。</p> <p>_____</p> <p>(落札者の決定等)</p> <p>第16条 市長は、事後審査型入札の開札をした日の翌日から起算して3日以内(期限については閉庁日を含めないで算定する。第6項及び第7項において同じ。)に、最も入札価格の低い落札候補者から順に、当該落札者から提出された第9条第3項に掲げる 書類等を、入札参加資格委員会に諮り審査を行うものとする。</p>	<p>接待参(郵便による入札とされたもの)は郵送) し、提出するものとする。</p> <p>(1)～(8) [略]</p> <p>4 [略] (公正な入札の確保)</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2～4 [略] (無効の入札)</p> <p>第14条 [略] (1)～(13) [略] (開札)</p> <p>第15条 入札参加者又は入札参加者の代理人が事後審査型入札の開札に立ち会わないとき 又は郵便による入札のときは、政令第167条の8第1項の規定により 当該入札 _____ 事務 に関係のない職員を立ち合わせるものとする。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 入札 _____ 事務担当者 は、開札した後、予定価格の範囲内(最低制限は、最低制限価格の適用又は低入札価格調査を設定した場合、設定した制度の要領に定めた基準による。)で最も低い価格で入札した者から順に3番目の者までを落札候補者とし、価格の低い順にその入札価格及び落札候補者の名前を読み上げ、落札を保留し、最低価格の落札候補者から順に入札参加資格要件等の審査を行い、後日落札決定する旨を宣言して開札を終了するものとする。ただし、落札候補者となるべき同価格の入札をした者が2人以上ある場合は、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札候補者を決定するものとする。</p> <p>(落札者の決定等)</p> <p>第16条 市長は、事後審査型入札の開札をした日の翌日から起算して3日以内(期限については閉庁日を含めないで算定する。第6項及び第7項において同じ。)に、最も入札価格の低い落札候補者から順に、当該落札候補者から提出された第9条第3項に掲げる 書類等について審査を行うものとする。ただし、書類審査に疑義が生じたときは、入札参加資格委員会に</p>

現行	改正後
<p>_____ 2～8 〔略〕 （異議申立て） 第 19 条 〔略〕 （その他） 第20条 _____この要綱に定めるもののほか、事後審査型条件付き一般競争入札の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。 _____</p>	<p><u>諮るものとする。</u> 2～8 〔略〕 （異議申立て） 第 19 条 〔略〕 （その他） 第 20 条 <u>規則及び</u>この要綱に定めるもののほか、<u>事後審査型入札の執行に関し必要な事項</u> _____ <u>は、甲州市入札心得（平成 17 年 12 月 1 日実施）の定めるところによる。</u></p>